

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	介護保険課

契約業者名・住所	医療法人徳洲会 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号
工事等の名称	要介護認定調査委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	認定調査施設1件当たりの単価 2,900円(税抜) 在宅1件当たりの単価 5,500円(税抜)
工事等の概要	要介護(要支援)認定調査
随意契約の理由	<p>地方公共団体の業務を民間業者に委託するにあたっては、作業の正確性及び作業に伴うプライバシー保護と行政事務の機密保持が要求され、特に調査対象者の正確な心身の状況を聞き取る等委託業者の信頼性が要求される特殊性があり、本業務に係る委託業者の選定に当たっては、総合判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。①保健・医療・福祉の分野における専門的能力を必要とする、②介護保険法における居宅介護支援事業者等の指定を受けていることを必要とする、③時間的な制約のなかで、業務を遂行する能力を必要とする。</p> <p>委託をする事業者は、①都道府県及び松戸市主催の介護認定調査員研修を修了している、②介護支援専門員を配置し、当該委託業務を遂行できる人員を有している、③日々調査対象者の状況を把握できる立場にある。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約をすることが妥当かつ適法であると思料する。</p>